

平成31年

総務委員会

3月6日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成31年3月6日

午前10時00分 開会

午前11時59分 閉会

1. 出席委員

委員長	富永秀一	副委員長	一色美智子
委員	村山金敏	委員	月岡修一
委員	早川直彦	委員	近藤郁子
議長	杉浦光男		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	近藤恒明
議事課長補佐 兼議事担当係長	水野美樹	議事課主事	荻正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
行政経営部長	藤井和久	市民生活部長	石川晃二
行政経営部次長	岩瀬雅哉	秘書広報課長	馬場秀樹
企画政策課長	中村泰正	情報システム課長	相羽敏明
財政課長	伊藤正弘	総務課長	佐藤浩一
税務課長	塚本由佳	債権管理課長	加藤健治
市民協働課長	馬場千春	市民課長	青木由美枝
会計管理者 兼出納室長	平下義之	監査委員事務局長	松林淳
防災防犯対策室主幹	羽場浩一郎	秘書広報課長補佐	山田隆貴
企画政策課長補佐	浦倫彰	とよあけ創生 推進室長	川島康孝
財政課長補佐	萩野昭久	総務課長補佐	鈴木正
総務課長補佐	中田勝次	防災防犯対策室長	塚田力
税務課長補佐	田木勇	債権管理課長補佐	西山紳
市民課長補佐	杉浦由季	人事担当係長	田口貴大

情報システム担当係長	杉 野 愛	とよあけ創生 推進担当係長	近 藤 尚 幸
防災担当係長	前 田 泰 之	交通・防犯担当係長	和 田 真 人
消防庶務担当係長	山 田 恵 子	市民税担当係長	前 田 三 和
協働推進担当係長	加 藤 圭		

5. 傍聴議員

後 藤 学	郷右近 修	清 水 義 昭	近 藤 ひろひで
蟹 井 智 行	宮 本 英 彦	ふじえ 真理子	近 藤 善 人
鵜 飼 貞 雄	近 藤 千 鶴	山 盛 さちえ	毛 受 明 宏
三 浦 桂 司			

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（富永秀一議員） おはようございます。定刻に御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は8つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。

○総務委員長（富永秀一議員） ありがとうございます。

次に、議長より挨拶をお願いします。

○議長（杉浦光男議員） おはようございます。慎重審議よろしくをお願いいたします。

○総務委員長（富永秀一議員） お願いします。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 資料請求をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） ちょっと傍聴のことをお話ししてからでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 本日の傍聴につきましては、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託された案件について、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、論点を明確化し、議論を深める目的で反問権を行使され

る場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

早川委員。

○早川直彦委員 資料請求をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員から資料請求がありました。資料請求の趣旨説明をお願いします。

○早川直彦委員 議案第22号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての資料請求であります。

理由は、第8条の3項に正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるとあります。これは、残業時間を週45時間以内、年360時間以内に規定するもので、多分、この細かいものが規則で定められているということで、議事進行をスムーズにするために資料請求をお願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） 当局において、資料は用意できますか。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 規則の案ではございますが、資料を準備はできます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。規則の案です。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成少数です。資料請求は否決されました。

初めに、議案第17号 豊明市不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） それでは、議案第17号 豊明市不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

この案を提出するのは、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、日本工業規格が日本産業規格へと変更されるために必要があるからです。

次のページをお願いいたします。

豊明市不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

不正競争防止法等の一部を改正する法律が成立し、工業標準化法が一部改正され産業標準化法に変わり、日本工業規格が日本産業規格に名称が変わりました。このことを受け、

豊明市固定資産評価審査委員会条例及び豊明市行政不服審査法関係手数料徴収条例、この2つの条例中にある日本工業規格という文言を日本産業規格に改めるものです。

附則として、この条例は法の施行日である平成31年7月1日より施行するとします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

以上で質疑を終結し……。

（いや、手、挙がとるの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） ごめんなさい、今のそういう意味でしたか。

村山委員。

○村山金敏委員 これは単に名称変更だけなのですか。

○総務委員長（富永秀一議員） 佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 名称変更のみでございます。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第17号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 豊明市地域公共交通会議設置条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

川島とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 議案第18号 豊明市地域公共交通会議設置条例の制定について御説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、豊明市地域公共交通会議の委員にチョイソコとよあけの運行事業者等を加えるため委員の人数を変更する必要があるため、現在、豊明市附属機関設置

条例において定めているものを改め、新たに豊明市地域公共交通会議設置条例として規定する必要があるためです。

それでは、条例について説明申し上げますので、1ページおめくりください。

第1条では条例の目的を、第2条では協議事項を定めております。

第3条では組織を定めており、第1項で現在の委員の上限である22人から3人ふやし、委員の上限を25人としております。増員分はチョイソコとよあけの運行にかかわる民間企業やタクシー事業者を考えております。

第4条では委員の任期を、1ページおめくりいただきまして、第5条では公共交通会議の会長及び副会長について規定をしております。

第6条から第8条で公共交通会議の運営について規定しております。

1ページおめくりください。

次のページの第9条で守秘義務を規定し、第10条で庶務については企画政策課において処理することとしております。

附則としまして、第1条で施行期日を平成31年4月1日としております。

附則の第2条では、本条例の施行に当たり、経過措置として、現在委嘱している公共交通会議の委員の任期について、残任期間を委員の任期とする旨を規定しております。

最後に、附則の第3条において、本条例の制定に伴い、豊明市附属機関設置条例中、豊明市地域公共交通会議の部分を削除することを規定しております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 第3条の組織のところから確認させてください。今、行われている地域公共交通会議のメンバーの人数を見ると19人とか書かれているんですが、実際、今、何人いるのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 規程上22人の規程中22人を委嘱しております。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 同じくなんですが、今回22名から25人以内というふうに変えるふうに出しております。その理由としては、表題のところにはチョイソコとよあけの運営事業者等を加えるためとあるんですが、等だと運営事業者以外の者もというふうを考えているんです

か。その3名というのはどういう方を、等とついてますのでほかもいるのかどうか、説明願います。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） チョイソコとよあけの運行事業者というのは、今回タクシー事業者に委託しております。でも、チョイソコの運営自体は民間スキームを活用しておりますので、民間企業さんも参画していただいているということで等という形で加えさせていただいたと。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 ということは、この3人ふやすというところは、チョイソコに関係する方々の3人だということで間違いないでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） チョイソコにかかわるタクシー事業者さんと、それからチョイソコの運営にかかわる民間事業者さん2者いらっしゃいますので、最大値として3人、それを想定しております。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

早川委員。

○早川直彦委員 守秘義務の第9条のところの確認をさせてください。

今までの要項の中には守秘義務の部分は書かれておりませんが、今回条例に格上げすると。まず、条例に格上げする理由と、また、守秘義務を課したことの理由について聞かせてください。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） まず、この附属機関自体は、豊明市の附属機関設置条例のほうで、各附属機関で一括でやってたものを、今回、委員の人数を変えるということで、附属機関のルール上、新たに修正かけるときは外出しをして設置条例として設けるというルールに基づいて、今回改めて制定させていただくものでございます。

それから守秘義務につきましては、今の現規則上は規定してなかったんですが、今回チョイソコとよあけの運行に係る協議を今度の4月から行っていくと。このチョイソコとよあけ自体はかなり新しい取り組みでして、民間企業の努力によって行われているということで、協賛金を取っていろいろ運営していく内容というのがかなりナーバスな部分もありますので、改めて委員の皆様には守秘義務について、ルールの認識とか、そういうチョイソコのスキームを取り扱う責任というのを示す必要があるということで今回改めて盛り込ん

でおります。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 関連してなんですが、ここでいう守秘義務というのは、ごく一部の部分を指すのか、守秘義務を課せられてるというのは、皆さんも地方公務員で守秘義務を課されてます、国家公務員や。私もそうでしたが、みなす公務員の規定があつて、指定自動車教習所の検定員とか、日本銀行職員とか、車検を行う検査員と多々あるんですが、それとか医師とか薬剤師とか弁護士とか、特定の方だけは守秘義務の規程が定められております。ここでいう守秘義務というのは、私が守秘義務という、今、自動車学校でお世話にはなってますが検定業務はしてませんので、でも、過去に起きたことは全く話すことはできません、全く話してないし、違反者の講習とか取得時の講習とかいろいろやってるんですが、どういうものをこれ、守秘義務として指してるんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） まず、一番想定されるのは、今回、チョイソコの事業スキームが非常にナーバスな部分になるということで、それを競争上の地位というんですか、チョイソコとまねをされてしまうといけないというようなことを想定してこれは盛り込んでおります。ただし、我々一般職員は地方公務員法で守秘義務というのは規定が適用されるんですけど、地方公務員法上、非常勤の特別職は適用除外になってますので、改めてどこかで守秘義務の規定を設ける必要があるということで、今回、附属機関のところで盛り込ませていただいて、改めてそういう非常に重要な情報を委員の皆様、取り扱うので慎重にしてくださいよというのを明確にしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 審議会等の会議の公開に関する指針もありますが、これはもう原則公開ですよね、会議というのは。その中で3番目のところに例外はあるよと。この例外以外のものは全て公開だってあるんですが、傍聴も可というふうにしてるところで守秘義務を課すということは傍聴させないということなんでしょうか。そういう話にもなってくるんですが、どういうふうを考えればいいんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 基本は原則傍聴可です。全て出せるものは情報を出していくんですけど、例えば情報公開条例に規定されるような法人の競争上の地位とか、その他正当な利益を害するような状況になった場合は非公開にして会議を協議すると。

そういったものに関しては守秘義務を課して情報を出さないようにしていくというふうに考えております。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 この条例の中のメンバーの中に公募の市民というものも入っておりますが、公募の市民に罰則の規定をどういうふうに与えるのでしょうか。それも非常に疑問なんです。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 罰則の規定はここには盛り込んでおりません。今回の守秘義務は、改めて非常にそういう企業の利益を損なうような情報を扱うから慎重にしてくださいねと、ここにうたうことによってそういう抑止力を発揮するというふうに考えております。罰則まで設ける必要は、そこまでの抑止力は必要ないかなというふうに考えております。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 そういうことを言うと、公募の市民もそこに触れる部分は退席しろということにもなりかねんのではないですか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） いや、これは委員なので、公募の市民だろうが、例えば愛知県の委員だろうが、市局の委員だろうが、それは委員としては平等なので、当然そこだけ排斥するという事はないというふうに考えています。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 そもそも公開の原則で、審議会等の公開に関する指針で、基本的に公開で、こういう部分は公開しちゃいけませんよと決まっていますので、そもそも市民の方に知られていけない情報はみんな伏されているわけですので、あえてここに入れる必要は全くないというふうに判断するんですが、ほかのものも多分条例はたくさんあると思うんですが、これにあえて入れる必要はないと考えるんですけど、これを入れないと何か本当に不便なことがあるんですか。今までの審議会等のこれに該当しないものは公開しないわけですので、それで十分足りるんじゃないでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 公開というのは我々事務局が公開するものであって、委員が他の人に漏らすかどうかというのは公開とはまた別の話なので、委員さんがここで知り得た情報をほかの人に漏らしてはいけないよというのはほかの規程ではどこにも盛り込んでないので、改めてここで盛り込む必要があるということで規定しました。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 実は、皆さん、覚えてるかどうかはわかりませんが、平成28年の3月議会で空家等対策協議会設置条例の議案が出されたときに、その中で、組織の中に地域住民を加えることと、逆にこれは守秘義務を課すようにと、個人情報が含まれるからということで、私、提案したんですが、そのときは守秘義務はないと、要らないということで、条例には、というふうに言われました。

ちょっと副市長に確認したいんですが、そのときの本会議の最終日、28年の3月、経済建設部長のときの坪野副市長の答弁で、守秘義務については規則のほうに載せてあります、それで、例えば今の条例のほうに載せますと、逆にいうと罰則規定も条例のところに入れていかなければならなくなってしまうので、そういうところはやはりあくまでも規則に定めるべきだと思っておりますという答弁をしてるんですよ。そうすると、整合性が全くないと。何でこっちは入れてこっちはないのというふうになるんですが、私が言いたいのはルールがあるならルールどおりちゃんと定めるべきじゃないかと、そういう答弁があるからおかしいんじゃないのというふうに感じるんですが、答弁願います。

○総務委員長（富永秀一議員） 坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） その当時のことはちょっと忘れてますけども、もう数年前の話なんで忘れてますけども、今の条例の内容によってさまざまに変化してくるんで、その都度都度、やっぱり担当のほうが考えてやっていますので、それ、今、川島室長が答弁しましたけど、それ以上もそれ以下もないと私は思っていますので、以上でございます。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 こういうものは条例ですので、ある一定の法則、ルールに従ってつくるものじゃないんでしょうか。法規担当の者は、きょうはいないか、ちょっと確認なんですが、法規担当からもこういう指摘はないんですか。ただ単に入れてもいいやと、何も考えずに、ほかの条例とも整合性をなくつくってるものなんじゃないでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を願いますが、では、佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） まず、条例で審議会の審議内容を勘案して守秘義務を課すことは問題ないと考えております。加えまして、今、副市長がおっしゃったように、その都度条例に入れるかどうかというのは内容で判断していきたいというふうに考えております。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 ほかに質疑がなければ、修正案を提出したいと思うんですが。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はないですか。よろしいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） ただいま早川委員より修正案提出の動議がありましたが、文書にて提出願うため暫時休憩といたします。

午前10時19分休憩

午前10時30分再開

○総務委員長（富永秀一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お手元に配付をいたしましたとおり、早川委員より修正案が提出されました。提出者より説明を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第18号 豊明市地域公共交通会議設置条例に対する修正案について、上記の修正案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由は、この案を提出するのは、条例の中に守秘義務を課す必要がないためであります。

ページをはねてください。

議案第18号 豊明市地域公共交通会議設置条例に対する修正案。

豊明市地域公共交通会議設置条例の一部を次のように改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とするであります。

新旧対照表を見ていただければわかると思いますが、現行の守秘義務のところを全て抹消し、10条を9条に、11条を10条に変えるものであります。

また、理由としては、守秘義務の規定に関しては審議会等の会議の公開に関する指針の部分に守秘義務の旨を書けば、ほかの審議会等の会議との関係の整合性も図ることができます。また、先ほども説明しましたが、当時の坪野経済建設部長が言ったように、逆にいうと罰則規定も条例のところに入れておかなければならなくなってというところとの整合性もとれるんじゃないかなと判断してます。

条例に入れること自体の難しさを理解していただきたいため、修正案を提出いたしました。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） ただいまの修正案に対して質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) それでは、原案に対しての質疑に戻ります。

原案に対しての質疑はございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) これにて質疑を終結し、討論に入ります。

議案第18号に対して修正案も提出されておりますので、討論は修正案も含めて行います。討論のある方は挙手を願います。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 修正案に反対、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、当局からの説明はよく十分理解ができたというふうに思っております。そして、このチョイソコに関しては、けさ、NHKでも取り上げられたほど新しく発想されたものだという事は認識しております。そして、これを考案した企業についても、今後、その社の方向性、いわば社運をかけてと言っても過言ではないような取り組みであるということも理解しております。それを豊明市で一番最初にかかわらせていただいたということは、ある意味豊明市にとってはラッキーなことだと。なので、市としてもより慎重に扱うことというふうに私は感じております。ですから、これが条例案に含まれてもいたし方がない、委員さんにとってはちょっと重荷になるかもしれませんが、そのぐらいの事業だということ、そして、今後そういうことが豊明市だけでなく日本各地の地方行政の中で起こり得ることだろうということを鑑みて、私は原案に賛成をしたいと思います。

○総務委員長(富永秀一議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第18号 豊明市地域公共交通会議設置条例に対する修正案に賛成、修正案を除く原案に賛成の立場で討論いたします。

また本会議場でも討論いたしますので簡単に説明しますが、これ、空家等対策協議会設置条例のときに、条例の中には含まない、先ほども説明しましたが、条例ごとにルールがないというのか、決まりがないこと自体が条例の瑕疵、行政に対する考え方が適切じゃないんじゃないか。法をつくるとか、条例をつくるとか、これはルールに基づいてつくってのもので、その時々で変わるんだったら今まであるものも全部変えなきゃいけないんですよ。そういうことがされてればまだ理解できるんですが、これはこのまま、過去は過去のものそのままということ自体も間違いだということを実証するものであります。

要するに、審議会等の会議の公開に関する指針があるわけですので、その中に守秘義務

のことを網羅すれば、ほかの部分も含めて、ほかの会議も含めて整合性がとれるんじゃないかと。その時々で、思いつきで条例を制定して、余り考えずに出してるんじゃないかという不安を覚えます。

また、もう一点、情報公開の考え方が変わってきたのではないかという不安もあります。審議会の会議は原則公開ですので、公開の原則を公開させないようにするんじゃないかという不安も覚えます。逆の方向、今は基本的には公開が大原則ですので、全て公開しろと私は言ってるわけではありません。この中に示されてるものも当然理解はできるんですが、その辺の考えをもっと整理しなければいけないんじゃないかなと思います。

以上で討論を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し採決に入りますが、挙手しない委員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第18号の採決は挙手により行いますが、挙手しない委員は反対とみなすことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 御異議なしと認めます。

修正案が提出されましたので、会議規則第138条の規定により早川委員の修正案、原案の順に採決いたします。

初めに、早川委員提出の修正案についてお諮りいたします。早川委員提出の修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成少数であります。よって、早川委員提出の修正案は否決すべきものと決しました。

続いて、原案についてお諮りいたします。議案第18号については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成多数であります。よって、議案第18号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） それでは、議案第22号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の措置を踏まえ必要があるからです。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりをお願いします。

第8条に次の1項を加える。

3、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。これにつきましては、時間外勤務命令の上限設定等の措置のために加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改訂する条例についてお聞きします。

先ほど資料請求がだめでしたので、規則に定めるところで、今、時間外勤務命令の部分というふうにあったんですが、具体的にどのようなものが書かれているのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 通常の部署の勤務に関する職員の部分に次のような定めをいたします。まず、一月における時間外勤務は45時間、1年における時間外勤務は360時間、こちらのほうが原則となります。なお、他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員は一月が100時間未満、1年が720時間未満、月の平均、約5カ月程度なんですが、平均が80時間、1年のうち45時間を超えて勤務する月というのは6カ月、そのような定めがございます。ただし、大規模災害等に従事する職員、こちらのほうには適用をしないというような部分がございます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 本会議質疑の中で、ちょっと数字が間違ってたらまた言っていたかと思いますが、月45時間以内、というか45時間、これ、平成29年度だったと思うんですが、週45時間を超えてる人が延べでいうと141人、年間360日を超えてる方が25名いるというこ

とで、まずこれは間違いないでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 間違いございません。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 また、今、述べられた他律的な仕事で100時間未満というのと、もっとハードルが上になってきますが、そこに該当する方というのはいるのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 国レベルでは、例えば国会対応ですとか予算関係、あと国交関係、そういった職員が他律的業務にされるとはありますけども、当市においては基本的には該当する部署はないと、そのような考えをしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 先ほど私が説明した人数というのはどこかの課に集中してるのでしょうか。均等的にどの課でもあるのか。例えば、税務課だとか議事課だとか特定のところに集中してるのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 基本的には、年度当初ですとか年度末には大体各課に分散をしております。あと、課税業務があつたりですとか、災害関係、あと、選挙業務等にかかわる部署は比較的多いという、そのような傾向です。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 これ、定めても上限を超えないようにするためのものなのですが、上限を超えない対策というのもしか本会議場で、例えば他の部署との連携をととか協力をとか、効率化を図る、もう一つ、ちょっと書き取れなかったんですが、そういうことで全員がこの枠の中におさまることが可能なのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 業務の削減ですとか効率化、あと、課や部を越えた業務応援体制、そういったものを実施して全庁的に取り組んでいく予定ということで、可能という形で努力をしていきたいと、そのように考えております。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 あと、先ほども答弁の中でありましたが、選挙の関係だとか確定申告もそうなんです、そういう部分はどうしても避けては通れないところだと思うんですが、

そこの部分は例外的にやむを得ないというふうに判断するのか、そこも絶対に今回の条例改正に合わせていくという考えか、そこをちょっと詳しく聞かせてください。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 努力をした部分でも、結果として超える部分というのが、そういった部分は可能性としてはありますので、そういった、もしそのような場合は、そのようなことが起きた要因ですとか、そういった部分を分析だとかをしまして、今後そういったことが起きないように検証をするように努力したいと思っております。

○総務委員長（富永秀一議員） 坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 今の件につきましては、毎年毎年同じような行事、事業がある場合については全員わかっておりますので庁内で応援体制をつくりながらやるとか、それぞれ応援体制の中でも業務内容の見直しだとかいろんなことを考えてやりますけども、突発的なことについては、これは別の話ですもんで、今回の確定申告、特に確定申告、毎年やっておりますので、わかつたことについては事前に計画を立ててやっていきたいと思っています。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 もう一点確認なんですけど、残業時間を減らすというのは人員の関係にも比例していると考えます。ほかの企業さんで組合の相談を受けたことがあるんですけど、どうしても人が少ないと、どうしてもできる人、スキルのある人が集中して仕事がたまってしまって、その人が休んでしまうと業務がもう遂行しないと、多分どの団体でもそうだと思うんですけど、それを解決するには人をふやさなきゃいけないということ、人を育てなきゃいけないもあるんですけどそれはなかなか難しいと、人をふやすということが考えられます。また、休みを与えようという、企業の場合だと一斉休暇、何かレジャーのための休暇ってとれるんですけど、行政ではそれはできないですね。目標は非常にいいことなんですけど、実際これができるかという部分が心配なんですけど、その辺は本当に大丈夫なんですか。人員が不足してるからまだ予算のほうはまだこれからなんですけど、人員のことも考えながらこれを進めてくという考え方なんですか。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 先ほども少し申しましたけども、例えば業務の削減だとか効率化、そういった部分ですとか、先ほど副市長もおっしゃったような計画的な業務の遂行ですとか、あと、職場環境の整備、あと、適正な人員配置、そういった部分を考慮しながら努めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第22号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

時間外勤務の上限を月45時間以内、年360時間以内にする事、これは企業についても非常に今悩ましいところ、最大40日、20日の有給とプラス20日、最大40日の有給、私が知ってる組合の幹部と相談があったんですが、計画的に、組合のほうで計画的にスケジュール表をつくって強制的にとらせるようにしないとこれは無理なのかなと。かといっても、この人だけは休ませたくないという企業側の考えもあるものだから、その辺は組合とみんな平等にできるようにというふうにしなきゃいかんのかなとか、慰安旅行とか慰安会をどこかで挟んで、その部分を有給消化にしようとか、何か企業に対してもこの際ですのでということで、今、人員のなり手も不足してて、労働環境が悪いとそこに職員が来ないというのを聞いております。当市においてもよりよい環境をつくるために、これをやることは非常にいいことなんです、これをやるために何が足りないのか、こうすれば解決するけど、これは人員がいなければできないのか、人員を減らしてもできるのかというところをブラッシュアップしてきて、よりよいものができるようお願いしたいと思います。労働時間が長ければやっぱり職員の方の病気にもつながりかねますので、その辺はしっかり全員がこの中におさまるように徹底して行ってください。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 議案第22号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論させていただきます。

まだ、規則は案ということで資料請求はいたしませんでした。今後、いろいろ検証を、庁内の豊明市の事業ですとか地方自治体によって変わるものもあろうかと思っておりますけれども、法にのっとって、検証を含めて、庁内で応援体制も含めて、いい規則をつくっていただきますようお願いして賛成といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第22号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長(馬場秀樹君) それでは、議案第23号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について説明をいたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりをいただきたいと思っております。

第6条第2項中「6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の160」に改めるものであります。

これは、12月にお認めをいただいた人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例と同様の措置をするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(富永秀一議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第23号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第23号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） それでは、議案第25号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、1枚おめくりをいただきたいと思えます。

第4条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の152.5、12月に支給する場合においては、100分の167.5」を「100分の160」に改めるものでございます。

これは先ほど説明いたしました議案第23号と同様、12月にお認めをいただきました人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例と同様の措置をさせていただくものであります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第25号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） それでは、議案第29号 愛知県市町村職員退職手当組合

を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組規約を変更することについて協議をする必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりをいただきたいと思ひます。

別表第1及び別表第2の3区の項中「東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合」を「東部知多衛生組合」に、「愛知中部水道企業団 日東衛生組合」を「愛知中部水道企業団」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は平成31年4月1日から施行することとし、2といたしまして、この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組規約別表第2の規定は、平成31年4月1日以降最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用することとなります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願ひます。

早川委員。

○早川直彦委員 愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約の、1つだけちょっと確認させてください。今回、抜けるところがあって、構成人数というのが変わると思ひますが、それによって負担率というのは変わるのでしょうか。今回ののは出されていないんですが、負担率も変わる可能性があるということなんではないでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 基本的には負担率は変わらない、そのように確認をしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願ひます。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第29号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 平成30年度豊明市一般会計補正予算(第8号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

近藤議事課長。

○議事課長(近藤恒明君) それでは、議案第30号 平成30年度豊明市一般会計補正予算(第8号)のうち、議事課所管部分について御説明を申し上げます。

補正予算書の24、25ページをお開きください。

24ページ上段、歳出1款1項1目 議会費で327万4,000円を減額するものでございます。

25ページ右端、説明欄をごらんください。

議員活動事業の調査旅費は、各委員会の行政視察が終了いたしましたので42万2,000円を減額いたします。

次に、事務局事業の印刷製本費118万4,000円の減は、議会だより印刷製本の入札残でございます。

次に、会議録作成等業務委託料100万円の減は、会議日数や会議時間が見込みより少なかったための執行残でございます。

次に、図書及び器具購入費30万3,000円の減は、会議録作成支援システムの入札残でございます。なお、すぐ上の電算関係委託料16万2,000円の減は、今、御説明いたしました会議録作成システムの保守委託でございまして、8月に納品後、9月から保守契約を締結したために年間12カ月分の5カ月分が不用額となったものでございます。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長(富永秀一議員) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤浩一君) それでは、総務課所管の補正予算について御説明いたします。

歳出から、補正予算書の24、25ページの一番下の枠内、2款1項1目の2事業 庁舎管理事業の119万3,000円の減は、右側の説明欄、窓口案内業務の委託金額が確定しましたので残金を減額するものです。

続いて、26、27ページ中段あたり、7目の1事業 庁舎維持管理事業は1,127万9,000円の減で、右側の説明欄、上から順に、光熱水費は執行見込みに合わせて減額するもの、機械等撤去委託料は低濃度PCB廃棄物の処理を平成31年度以降に実施するために減額する

ものです。機械保守委託料、清掃等委託料、窓口改善改修工事実施設計業務委託料の減は、入札により執行額が確定したので、残額を減額するものでございます。

その下、2事業 公用車管理事業は673万円の減で、公用車配車業務委託料は入札により執行額が確定したので残金を減額するもの、公用車運転業務委託料、バス等借上料、有料道路通行料等はそれぞれ執行見込みに合わせて減額するものです。公用車車検整備等委託料、自動車購入費は入札により執行額が確定したので残金を減額するものです。

その下、3事業 財産管理事務事業の348万円の減は、特定廃棄物特別登録準備作業等委託料は入札により執行額が確定したため、土地等借上料は借地料が確定したので残金を減額するものです。

32、33ページの下の子、4項6目1事業 大脇土地改良区総代選挙執行事業の9万2,000円の減は、右側の説明欄、超過勤務手当から備品購入費まで全て執行額が確定したので残金を減額するものです。

続いて歳入です。18、19ページ、15款2項1目1節 土地建物売払代金は、1億1,824万1,000円を増額するものです。増額の内訳は、栄町神田に立地する物流センターの敷地内の市道を売却した収入9,746万3,000円、栄町大根地内のコンビニエンスストアの駐車場用地として売却した収入133万8,000円、新栄町6丁目の交番跡地の売却収入2,214万円です。

続きまして、20ページ、21ページ、19款5項4目6節 雑入の説明欄一番上、大脇土地改良区総代選挙事務受託事業収入の9万2,000円の減は、先ほど説明いたしました大脇土地改良区総代選挙執行事業の歳出予算で同額を減額したため減額するものでございます。

予算書、戻りまして7ページ、第3表、地方債補正、廃止の欄、一番上、庁舎改修事業1,760万円は、本庁舎屋上防水工事に当たっていた起債を全体の財源調整をする中で一般財源に振りかえるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 続けて、馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） それでは、秘書広報課が所管するものについて御説明をいたします。

補正予算書の24、25ページをお願いをいたします。

ページの下段、2款 総務費、1項 総務管理費、2目 秘書人事管理費を3,360万1,000円減額をいたします。

25ページの説明欄をごらんください。

職員共済組合負担金を2,000万、退職手当組合負担金を1,100万円、雇用保険掛金負担金を87万8,000円、労働者災害補償保険負担金を21万円それぞれ減額をいたします。これは、

予算ベースの給与、報酬額に予算作成時の見込み負担率に乗じて積算した金額に対しまして、現時点での支出見込み額を考慮し減額をさせていただくものです。

以下、職員健康診断事業、職員研修事業、1ページおめくりいただきまして、秘書人事管理事務事業の減額につきましては、いずれも執行残及び入札残によるものです。

続きまして、ページの中段、4目 広報費を100万円減額いたします。

右ページの説明欄をごらんください。

印刷製本費の100万円は入札残によるものです。

1ページおめくりをいただきまして、28、29ページをお願いいたします。

10目 市民相談費を20万円減額いたします。

右ページ、説明欄をごらんください。

市民相談業務の減額は非常勤一般職員報酬の執行残によるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） それでは、企画政策課所管分の御説明をしますので、補正予算書の26、27ページ最下段をごらんください。

2款1項8目 企画費のうち、企画事務事業として48万3,000円の減額となります。主な減額の内容は、まちづくり指標の現状値を把握、分析することを目的とした業務委託料の入札残によるものでございます。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 川島とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 続きまして、とよあけ創生推進室所管部分について御説明いたしますので、28ページ、29ページをお開きください。

29ページ上段の2款 総務費、1項8目 企画費、2 地域創生事務事業で150万円の減額は、ひまわりバスの運賃収入が当初の見込みより上回ったことに伴う運行負担金の減です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場市民協働課長。

○市民協働課長（馬場千春君） 続きまして、市民協働課所管分について御説明いたします。

歳出から説明をさせていただきます。

補正予算の28、29ページをごらんください。

2款1項11目の市民活動推進費は309万7,000円減額し、予算額9,925万2,000円にするも

のです。

主なものについて御説明いたしますので、29ページをごらんください。

1 事業 市民活動推進事業は276万9,000円の減額です。右側の説明欄の一番下段、コミュニティ助成金の250万円の減額は、宝くじの普及事業の一環であります自治総合センター助成事業のコミュニティー事業で2団体申請をしておりましたが、1団体が不採択となったための減額です。

その下、2 都市・国際交流事業は24万8,000円の減額です。右側の説明欄の3行目、友好自治体交流事業出演等謝礼は、上松町からの祭りの出演要請がなかったための未執行分で、その下の友好自治体交流バスツアー業務は、豊根村のバスツアーを予定しておりましたが台風のため中止となり、減額をするものです。

その下、3 区長会事業は、今年度より区長さんの情報受信をメールでも可能としたため、区長ファックス設置補助金の申請がありませんでしたので全額の8万円を減額するものです。

続きまして、統計調査費について御説明いたします。

34ページ、35ページをごらんください。

2款5項3目の諸統計調査費は19万2,000円の減額です。

35ページの説明欄をごらんください。

統計調査員報酬は、10月1日基準日で行いました住宅・土地統計調査の完了に伴い、指導員及び統計調査員の報酬を減額するものです。

続いて、歳入について御説明させていただきます。

補正予算書の16、17ページをごらんください。

14款3項1目4節の統計調査費委託金は、先ほど歳出で説明させていただきました住宅・土地統計調査に係る経費19万2,000円の減額に合わせまして同額を補正減するものがございます。

続いて、20、21ページをごらんください。

下段の19款5項4目6節 雑入の説明をさせていただきます。説明欄の2行目、自治総合センター助成金の250万円の減額は、歳出で説明をさせていただきました一般コミュニティ助成の不採択による減額となります。

以上で市民協働課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 続けて、相羽情報システム課長。

○情報システム課長（相羽敏明君） 続きまして、情報システム課所管部分について説明させていただきます。

歳出を説明いたします。

補正予算書28、29ページをお願いいたします。

最下段、12目 電算管理費は502万6,000円減額といたしました。

主なものといたしまして、右側ページ、電算管理事業の説明欄、下から2行目、電算関係委託料の減額は電算委託業務の入札残、執行残によるものでございます。

その下、電算関係借上料の減額は、仮想基盤の新規構築におきまして、リース物件の調達が当初より安価に行えたことが要因でございます。

1枚おめくりいただき、30ページ、31ページをお願いいたします。

一番上のあいち電子自治体推進協議会負担金の減額は、負担額の確定によるものでございます。

次に、繰越明許費の説明をいたします。7ページをごらんください。

2表、繰越明許費補正でございます。

上段、2款1項 電算管理事業におきまして、313万2,000円を繰り越すものです。これは、社会保障・税番号制度におけるシステム改修業務といたしまして、国が示すデータ標準レイアウトに対応する本市のシステム改修が年度内での完了が見込めないため繰越明許をお願いするものでございます。

以上で情報システム課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 続けて、塚田防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（塚田 力君） 防災防犯対策室が所管するものについて御説明いたします。

30ページ、31ページをごらんください。

30ページ上段、2款1項13目 防犯対策費を6万5,000円減額いたします。

31ページの説明欄をごらんください。

愛知地区防犯協会連合会負担金を6万5,000円減額いたします。これは負担金の額が確定したため減額したものです。

続きまして、34ページ、35ページをごらんください。

一番下、2款7項1目 交通安全対策費を104万7,000円減額いたします。

35ページ、駐輪場維持管理事業の説明欄をごらんください。

放置自転車等撤去処分業務委託料を11万減額いたします。これは、特に自転車の撤去処分につきましては清掃事務所で対応することができ、業者への委託がなかったためです。

続きまして、36ページ、37ページをごらんください。

一番上、37ページ、交通安全対策事務事業をごらんください。

説明欄、交通指導員の報酬を88万6,000円減額いたします。これは勤務実績によるものです。

その下、交通安全啓発資材等購入費を5万1,000円減額いたします。これは、交通安全教室信号機の入札残によるものです。

続きまして、その下、2目 交通災害共済費を104万円全額減額いたします。これは、交通災害共済事務事業の32年度末の廃止に伴い、31年度の募集を中止するため30年度中に行う31年度申込納付書の作成事務がなくなったためです。

次に、56ページ、57ページをごらんください。

56ページ下段、9款1項1目 常備消防費、57ページ説明欄、女性防火クラブ交付金を21万1,000円減額いたします。これは、女性防火クラブ26支部の負担金の額が確定したためです。

次に、その下、2目 非常備消防費を268万9,000円減額いたします。

57ページの説明欄をごらんください。

消防団員退職報償金を179万2,000円減額いたします。これは消防団員の団員報償金が確定したため執行残によるものです。食糧費以下につきましても同様に執行残によるものです。

続きまして、58ページ、59ページをごらんください。

58ページ上段、3目 消防施設費を149万7,000円減額いたします。

59ページの説明欄をごらんください。

1つ目、防火水槽新設等工事費を54万7,000円減額いたします。これは、本年度、北部児童館に新設設置いたしました防火水槽の入札残によるものです。

次に2つ目、立上り消火栓設置等補助金を95万円減額いたします。これは、立上り消火栓などの設置見込み要望が確定したため、執行見込み残によるものです。

次にその下、4目 災害対策費を333万円減額いたします。

59ページ、災害対策事業の説明欄をごらんください。

1つ目、訓練会場整備委託料を33万円減額いたします。これは、豊明市防災訓練会場設備委託の入札残によるものです。

次に2つ目、ブロック塀等撤去事業費補助金を300万円減額いたします。これは本年度の補助見込みが確定したため、執行見込み残によるものです。

続きまして、歳入を御説明いたします。

補正予算書12ページ、13ページをごらんください。

12ページ上段、13款 国庫支出金、2項7目 消防費国庫補助金です。

13ページの説明欄をごらんください。

住宅・建築物安全ストック形成事業補助金を150万円減額いたします。これは、先ほど歳出で御説明いたしましたブロック塀等撤去事業費補助金を減額したことにより、国庫補助金を減額するものです。

次に、20ページ、21ページをごらんください。

20ページ下段、19款5項4目 雑入です。

21ページの説明欄をごらんください。

消防団員退職報償金を179万2,000円減額いたします。こちらも先ほど歳出で御説明いたしました消防団員退職報償金を179万2,000円減額したことにより減額するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 続けて、塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） それでは、税務課が所管するものについて、歳出から御説明いたしますので、補正予算書30ページ、31ページをお願いいたします。

30ページ下段、2款 総務費、2項 徴税费、1目 税務総務費におきまして557万8,000円を減額し、合計2億4,941万円とするものでございます。

31ページ、説明欄をごらんください。

地番家屋現況図修正業務委託料の33万5,000円の減額は、入札残を減額するものでございます。

その下、課税資料整理事務等を27万円減額します。こちらは、非常勤一般職、主に個人市民税の当初課税に携わる14名の方の出勤分のなかった分の報酬でございます。

次にその下、印刷製本費の18万円の減額と、その下、標準地鑑定業務委託料の5万9,000円の減額は、いずれも執行残額を減額するものでございます。

その次の固定資産評価業務委託料は435万円を減額いたします。こちらは、固定資産評価業務委託料と土地整理図加除修正及び土地台帳データ更新業務の委託料の入札残額を減額するものでございます。

続きまして、電算関係借上料は、固定資産個別型GISシステム借上料を28万4,000円減額いたします。こちらも入札残額を減額するものでございます。

次に、軽自動車資料取扱負担金10万円の減額は、軽自動車検査情報提供サービスの軽自動車の電子データ管理に係る負担金の実績を考慮し減額するものでございます。

以上、歳出に続き、歳入を説明いたしますので、補正予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

8ページ上段、固定資産税は8,241万4,000円を増額し、42億9,547万6,000円を計上して

おります。主に、3年に1度の評価替えに伴い、家屋の評価が低減すると見込んでおりましたが、資材等の上昇により再建築価格が上昇したため、見込みほど家屋全体の評価が低減しなかったため増額といたしました。

次に中段、たばこ税は1,700万円を減額し、3億6,054万7,000円を計上しております。こちらは販売本数が想定を上回る減少をしているため減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 続けて、加藤債権管理課長。

○債権管理課長（加藤健治君） では、債権管理課が所管するものについて、歳出の御説明をしますので、補正予算書の30ページ、31ページをお開きください。

30ページ最下段、2目 徴収費を41万2,000円減額します。

31ページの徴収事務事業の説明欄をごらんください。

収納事務を33万5,000円減額します。これは、非常勤一般職員が就労予定日に就労ができなかったことなどにより出勤がなく支給しなかった報酬分であります。

次に、印刷製本費の7万7,000円を減額します。これは、3部複写の口座振替依頼書について印刷する予定でしたが、在庫分で賄えたため今年度印刷を取りやめました。その減額分です。

以上で債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 続けて、青木市民課長。

○市民課長（青木由美枝君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

補正予算書32ページ、33ページをお開きください。

中段の2款 総務費、3項1目 戸籍住民基本台帳費のうち、右ページの2 住民記録電算処理事業を49万3,000円減額します。これは、住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新時期を延期したことによる電算関係借上料の執行残を減額するものです。

その下、3 戸籍住民基本台帳事務事業を85万1,000円減額します。説明欄の住民基本台帳事務82万8,000円の減は、住民基本台帳事務に携わる非常勤一般職員が年度途中で退職したことなどによって執行しなかった報酬分でございます。

その下、普通旅費2万3,000円の減は、研修受講者が予定より少なかったことによるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 続けて、松林監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（松林 淳君） それでは、監査委員事務局所管につきまして御説明いたします。

補正予算書の34、35ページをお開きください。

中段やや下ですけれども、6項1目 監査委員費、こちらを9万円減額いたします。

内訳を御説明いたしますので、35ページをごらんください。

2の監査事業のうち印刷製本費を9万円減額するものでございます。減額の理由といたしましては、これまで印刷業者に外注をしておりました決算認定の際におつけします意見書、こちらを内製化したため、その経費が全額不用となったことによります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 続けて、伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 財政課所管の部分につきまして御説明申し上げます。

歳出、68ページ、69ページをお開き願います。

68ページ、69ページ、13款でございます。諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費の財政調整基金積立金は2億9,093万8,000円を増額補正させていただくものです。同基金は、29年度末決算におきましては32億8,782万7,000円でございます。

平成30年度中にお認めをいただいております財源といたしまして、計8億6,088万2,000円の繰り入れを行いました。これによりまして残高が24億2,694万5,000円となりましたが、さきに議決をいただきました9月と12月の補正予算での積み増し分が7億8,497万円、それと当初予算の計上をさせていただいております利息の想定部分が31万1,000円ありますので、これを加えますと、このたびの積立額をお認めいただきますと、財調の年度末残高につきましては35億316万4,000円となる見込みとなるものであります。

続いて、下段の2目 教育施設建設及び整備基金費の教育施設建設及び整備基金積立金は、各年度の条例積み立てによりまして2,000万円の積み立ての規定がございます。このたびの補正予算では基金醸成の観点から取り崩しに当たります繰り入れを減額し、積み立てていくという方針によりまして、さらに将来の施設整備などへの備えを強化する意味で利息条例積み立てを合わせまして1億円の積み増しを行うことといたしまして、9,998万9,000円を増額補正させていただくものです。このたびの積立額をお認めをいただきますと、基金の最終の残高見込みは2億687万5,000円となる見込みであります。

さらに下段、3目の公共施設建設及び整備基金費の公共施設建設及び整備基金積立金につきましても、同様の観点から、合わせて1億円の積み増しを行うことといたしまして、9,988万9,000円を増額補正するものです。積立額のお認めをいただきますと、基金の残高見込みは12億14万2,000円となる見込みでございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。

8ページ、9ページにお戻りを願います。

8 款でございます。地方特例交付金2,089万8,000円の増額は、交付実績に伴うものであります。

続いて、16ページ、17ページをお開き願います。

15款の財産収入、1 項 財産運用収入、2 目 利子及び配当金でございます。財政調整基金においては97万8,000円の増額、教育施設建設及び整備基金においては3万8,000円の増額、公共施設建設及び整備基金においては36万5,000円の増額を補正計上いたします。これらは、先ほど歳出につきまして御説明をさせていただきましたところに、それぞれ基金積立金のほうに充当させていただくものであります。

続いて、18ページ、19ページをお願い申し上げます。

16款の寄附金、1 項 寄附金、1 目 一般寄附金の2,563万円は、環境整備事業費であります競馬場周辺整備事業寄附金の確定に伴う増額計上であります。平成30年度の環境整備事業費は総額2億2,563万円となります。桜ヶ丘沓掛線整備事業や教育施設の整備事業等に活用をさせていただいております。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

18款の繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金の前年度繰越金2億9,235万9,000円は、年度末までの留保財源とさせていただいておりますものを計上するものです。このたびの歳出補正予算の一般財源となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をされる方はページ数をお願いします。

早川委員。

○早川直彦委員 7ページをお願いします。

第3表の地方債の補正のところ、庁舎改修事業についてです。多分、一般財源化したということは、9月に臨財債の1億2,000万、上積みして、9億9,000万、臨財債があると思うんですが、その一部を充ててるということで間違いはないのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 先ほど全体の財源調整の観点からと申し上げましたので、その意味では影響がないということではないということなんですけども、全体として一般財源は一定程度この3月の決算に向かっていく段階で確保できてきたものを改めて振りかえをさせていただいたという中に、その原資の一部には確かに臨財債の増額分もあろうかと思えます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

早川委員。

○早川直彦委員 庁舎等改修事業、例えばこれ、起債の状態にしておくと評価ができると、それぞれの事業に対して評価ができるというメリットもあるんですが、一般財源化すると評価が非常に重要に見えにくくなるという欠点もあると考えます。そういう部分では、一般財源化に影響はないのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 事業の評価をするに当たって、それが市債であるかないかということが直ちに事業評価にどのように影響するのかというところは、それぞれ考え方があろうかと思いますが、財政の担当といたしましては、財源が市債であるから評価がしやすいかという、そういう観点は持っておりませんし、目標に対してどれだけコスト投入して便益を発生させているかという行政評価をやっておりますもんですから、それが市債から一般財源に振りかわったことというのは、事業の評価とはちょっと結びつかないかなと思っておりますのと、やはり質のよい財源化を求めていくのが全体の財政運営上大切なことかと思っておりますので、そういう観点で、このたびの市債の振りかえというようなことはさせていただいておる次第です。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

早川委員。

○早川直彦委員 68と69ページの財政課長が説明した13款1項の基金費のところを聞かせてください。財調は目標額が、30億というのを目標額にしてるんですが、今回9億9,098万9,000円増の教育施設建設及び整備基金積立金と9億9,888万9,000円増した公共施設建設及び整備基金積立金、こちら……。

(9,988万の声あり)

○早川直彦委員 9,988万9,000円でした、済みません、間違えました、訂正お願いします。1億円積み増したということなんですが、こちらは目標はないということなんですが、単年度的に今回は積み立てたということで間違いはないのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 先ほども全体の財源調整をさせていただいてという話をさせ

いただきましたけども、その中でできるだけ全庁で査定に臨んでいただいた中で、一定の一般財源をつくることができましたものですから、それを振りかえたという話をしました。その一環としまして、どこに、市債の取り下げのほうに、取り下げといいたいでしょうか、下げるほうにどれぐらいまで充てれるかとか、あと、基金のほうの将来の資産を備えのほうにどれぐらいまで寄せれるかというようなことをバランスをとりながらやらせていただいておりますので、その中で毎年この額ずつは積まないといけないとか、一定、この目標額までを積まないといけないというようなことではなく、単年度、単年度では柔軟な財政運営させていただきながら備えと、あと、将来負担を下げていくという取り組みをさせていただいておりますので、その意味では本年度のこの30年度の決算に向かっていく姿と31年度スタートを切っていく姿の中でこの取り組みをさせていただいたということでもあります。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

早川委員。

○早川直彦委員 財政は継続性もなければ、単年度収支と言いながらも継続性も必要であります。公共施設の適正の計画もまだ公表されていないんですが、その継続性という観点では積み増してくという考え方なんでしょうか。これ、ある意味、これだけの事業費をほかのものを市民の方に我慢してもらって積み立ててると言っても過言ではないですので、その部分について説明願います。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 基金は特定目的基金と財政調整基金というような形で大きく分かれるところでもありますけども、特定目的基金に基金を積むということは、その特定の目的に対して処分がするという時期が訪れない限りは取り崩すというか繰り入れをすることがございませんので、そういう意味では、確かにその時期まではここに積み増しをそれぞれ1億させていただくとすれば、その1億円というのはまだ取り崩しする時期が訪れない限りはロックがかかっています。

一方、財政調整基金のほうは年度間の財源調整部分も役割としてありますので、そちらのほうで柔軟な財政運営のほうは担うということです。

ですので、1億、1億のほうが市民の皆様にご我慢をさせていただいているかということ、それは市民の皆様が必要なときに着実に備えているということで一般財源として便益のほうにつなげていけますので、一方、我慢をしなければいけないような財政運営にならないよ

うに財政調整基金のほうにこのような積み増しをさせていただいているということで、バランスはとれているのかなというふうに感じております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

早川委員。

○早川直彦委員 同じところでなんですけど、適正配置の計画ももう終わりに近づいて、もうすぐ多分発表されてくと思うんですけど、そういうものも勘案して今回積み増ししたということで間違いはないんでしょうか。全然それとは全く関係なしに決めたのか、そういう意見も踏まえながら今回積もうというふうに決めたんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁求めます。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 基本的には、オールジャパンで人口が減っていくとかそういうことは、大きな政策変更がない限りはこのままだと起こっていくということは確実なので、そういう中で公共施設がどうなっていくのかというあり方については、施設再配置計画があろうがなかろうが、もともとの備えるべき考え方としては存在していますので、そういう意味では積めるときには積んでおかないといけない特定目的基金だというふうにも考えておりますし、教育施設の関係ですと老朽化が非常に激しいものですから、毎年、毎年の財源として少しずつ毎年積ませていただくんですけども、毎年取り崩しもさせていただいてきたような状況もございますので、そういう意味ではこちらの両方には積み増しをしないといけないかなという、そういった考え方でやらせていただいております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑は。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 29ページです。

市民活動推進事業の中のコミュニティ助成金について伺いたいと思います。宝くじの助成金で2団体中1団体が不採択とありますけれども、余り不採択って聞いたことがないんですが、理由がわかりましたら教えてください。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

馬場課長。

○市民協働課長（馬場千春君） 例年ですと、2団体、1市町村につき豊明の場合ですと2団体申請ができますので、2区2団体申請しておりました。2団体の採択だったんですが、30年度の実施の団体は1団体ということで自治総合センターのほうから決定の通知が

来まして、私どもも県のほうに確認しましたところ、宝くじの財源が不足しているという
ようなことを聞いております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 ということは、今後は1団体になりそうだというような説明もあったん
ででしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

馬場課長。

○市民協働課長（馬場千春君） 申請は2団体できますので、とりあえず2団体は申請を
していく予定です。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 今の部分に関連してなんですが、多分、一巡してるんじゃないかなと、
各区の2巡目に入ってくのだと思うんですが、その辺、ちょっと確認をお願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

馬場課長。

○市民協働課長（馬場千春君） 平成29年度交付のもので、とりあえず27区全区は一巡を
しております。一部、今、2巡目に入っておりますが、今回採択のものは平成16年当時に
採択された団体さんたちですので、今のところ古い順のところからというルールに沿って
優先順位を決めております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 8ページ、9ページの上のところの入の1款 市税、2項の固定資産税
の部分、土地・家屋・償却資産の8,241万4,000円増について聞かせてください。

本会議質疑のときに財政課長が説明していただいたんですが、余り書き取れなかったで
すので、ちょっと数字が読めないところがあったので、ちょっと説明願えますか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

（発言する者あり）

○総務委員長（富永秀一議員） もう一度、では早川委員、何の数字かについて特定をお

願いたします。

早川委員。

○早川直彦委員 山盛さちえ議員の本会議質疑のところの固定資産税の部分で、新築の家屋の部分、私が間違っていなければ348なのかな、3,500万円増額したというところら辺のちょっと説明が早くて書き取れなかったもので、その部分のちょっと説明をしていただきたいんですが。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 固定資産税の8,241万4,000円の増額ということで、家屋のほうの増額だということで御説明をさしあげたところでございます。

議員のおっしゃられる348件は新築の戸数、新增築の戸数でございます。あと、新築の増収分はということで、約3,500万ということでお答えをさせていただいたものです。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑は。

早川委員。

○早川直彦委員 石川部長が答えたんですね。

（そうですの声あり）

○早川直彦委員 済みません、名前が間違っていました。申しわけないです。

ちょっと確認なんですけど、これ、資材の上昇によって全体的に上がったということなんですけど、既存にあるものに対しても上昇してるんでしょうか。その辺のちょっと説明がなかったですので、その部分、聞かせてください。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 家屋の評価は、既存の家屋を含めまして、3年に1度、評価替えの年にもう一度再建築価格ということで、新しく建て直すとどれぐらいの価格になるかということで、一度計算し直しをさせていただきまして、それから古くなった分を軽減させていただくという形で計算をしておりますので、既存の家屋ももう一度計算をし直しをさせていただいているということでございます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はございますか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 29ページのひまわりバスの運賃が増加したというふうにさっき伺ったん

ですが、150万円が全部その運賃の増だったのか。もしそうだとしたら、どこの、全体的に利用がふえたのか、それとも特にふえた路線があったのか教えていただきたいと思います。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

川島室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） ひまわりバスの運賃がふえたというか、見込みよりも運賃が多かったということで補正減させていただいております。

運賃収入自体はほぼ横ばい、利用者自体は3,000人程度ふえておりまして、ひまわりバスの1号、2号と呼ばれる前後駅を中心に8の字を書いている路線自体がふえております。年間通じて、29年度は18万人程度だったんですが、3,000人ぐらいふえる見込みで18万4,000人ぐらいになるのかなというような形です。

負担金自体は、運賃収入が下がるといけないというところもありまして、少し低目で運賃収入を見込んでおりましたので、横ばいということで今回補正減という形でとらさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 24、25ページの2款1項の秘書人事人件費のところ、職員共済組合の負担金と退職手当組合負担金、これも結構大きな額で減となっています。予算の見込みに対して、予算見込みと執行見込みの差異だというふうに思うんですが、かなりこれ、大きいですが、何かこう大きくなった理由というのはあるのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） まず、共済組合負担金のほうにつきましては、予算を作成させていただく時点で負担率というのは確定しておりませんので、若干高目のほうの負担率をもって積算をさせていただいております。

ちょうど毎年、この3月の中旬ぐらいに負担が確定いたしますので、今回においてもポイントとして約17ポイントぐらいの差があったということで、結果的に2,000万円の減をさせていただくものでございます。

また、退職手当の組合の負担金のほうにつきましては、勸奨退職者の分を毎年見込んでおりますけれども、実際そちらのほうの該当がゼロだったわけではないんですが、かなりそちらのほうの負担のほうが少ないから、減額をさせていただくものです。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はございますか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 31ページですとか、あと、33ページなんですけれども、収納事務ですとか、あと、住民基本台帳事務、ほかにもありましたっけ、非常勤職員さんの欠席ですとか、退職されたということで減額されていますけれども、その後、その事務はどのように対応されたんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

該当する部分、複数になると思いますが。

加藤課長。

○債権管理課長（加藤健治君） 非常勤一般職員の方々については、実際に行うことができなかつた仕事については正職員が振りかえて実施をしたということでございます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。

青木課長。

○市民課長（青木由美枝君） 市民課につきましては、窓口業務で人数が多いものですから、退職してまた次に新しい人を探すまでの間については、ほかの非常勤一般職員だとか正職員がカバーしながら対応するというような方法をとっております。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに該当するところはありますか。まだありますか。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 税務課のほうは、欠勤された分では有給休暇がない職員の分となりますので、そこは皆さんで手分けしてやっていたというところでございます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 該当はそのぐらいでよかったですかね。

それでは、ほかの質疑ありますか。

早川委員。

○早川直彦委員 26、27ページの2款1項7目のところの機械等撤去委託料、皆減のものです。これ、毎年皆減に、数年なってるんですが、これ、PCBの低濃度のものだと思うんですが、これ31年以降というんですが、いつになったらやるんでしょうか。ずっとこれ、毎年皆減になってるんですが、聞かせてください。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 低濃度のPCBにつきましては、平成38年度末までに処分すればいいということになっているという前提がございまして。以前より処分場が遠いという

問題がございまして、近くにできるのを少し待っておるといような状況もあったんですけども、そういう状況と、最近、高濃度のものを整理する中で低濃度のものが出てきてるといこともございますので、できるだけまとめて処分したいということがございまして、来年度以降、順次やっていこうというふうに計画をしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 関連ですが、電球の中にも、昭和40年代、古いやつにまじっているというのもあって、照明についても適切に処理するというのが多分書かれているので、そういうものも加味しながらちょっとおくらせるということなんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 古い機器の安定器には高濃度のPCBが含まれているものがございますので、そういったものを全て撤去するということを含めて作業を進めておりましたところ、先ほど申し上げたような低濃度のものもそういうものの中に入っておりますので、そういったものは先ほど申し上げたようにまとめて処理をしたいというふうに考えております。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑は。

早川委員。

○早川直彦委員 今度は36、37ページをお願いします。

2款7項2目の共済費、尾交災の事業についてです。これ、予算書を見ると、右側のほうなんですけど、こちらは一般財源がマイナス104万円となっているんですけど、予算書のほうは特定財源のその他が22万7,000円、一般財源が81万3,000円というふうに分かれていますけど、これが予算書と記載が変わってる点について説明願います。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 財政課のほうから回答させていただきます。

今のお話は、当初予算書の財源内訳と、この3月補正予算で全額減額しているけれども財源に相違があるよという御指摘かと思えます。これはなぜ生じるかということなんですけど、そもそも尾交災事業につきましては、歳出予算で計上している事業は翌年度の準備事務として歳出を計上させていただいております。で、実際の歳入のほうはその当該年度の御利用の方々がお申込みいただくということで、瞬間的に予算書で切りますと同じように財源が食いついてはいるんですけども、実態といたしましては、入と出が

少しずつ、1年ずつずれるような形の性質を持ったちょっと特殊な予算事業になっておりました。

このたび、歳出のほうで解散をするということで不用になります。全額下げさせていただくというのがこのたびの補正予算の計上のお願いになっております。

そうしますと、予算といたしましては全額下げるものですから、歳入予算も全額下げさせていただくということでこのたび同額を下げさせていただいておりましたが、実際のところは、解散をする1年前の今年度におきましても御利用になりたいという、御利用の方があるというふうに、担当のほうで確認をいたしましたところ、そういうお話でして、実際には決算で御報告できる入が一部ございますので、これ、予算という、ちょっと一種仮想の部分で捉えますとこのような減額のあり方しかとれないということになりますので、実態の決算のほうで今年度、最終年度に御利用になった方々から預かった分を御報告させていただくというような形になります。非常に、ほとんどあり得ないようなレアなケースといたしまししょうか、そういう予算になっております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 関連ですか。

（いや、変えてよろしいですかの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） まだ質疑が。

（あともう一つの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） もう一つ。

では、早川委員。

○早川直彦委員 58、59ページの9款1項4目のブロック塀撤去事業費300万円減について聞かせてください。

これもかなり需要があるのかなと思ったんですが、実際執行してみるとかなり減なのかなというふうに思いますが、状況はどうだったのか、市民の反応とか、問い合わせとか、周知の方法とか、ちょっと簡単に説明を願います。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

塚田室長。

○防災防犯対策室長（塚田 力君） ブロック塀の撤去費の補助なんですけども、9月の議会のほうに補正予算で出させてもらいまして、40件分見込んでおりました。その後、予算をお認めいただいた後に、すぐにホームページ、市の広報紙、担当のほうでチラシをつくりました。チラシのほうは、区長会、あと自主防の組織の連合会のほうの理事様のほうにお配りして、御近所の方等に周知を願うようお願いしております。また、教育委員会

のほうでは通学路のほうの点検をしていただいて、危険だと思われるところにはそのチラシのほうをポストインしていただいております。

案内のほうは十分させていただいておりますけれども、それなりの問い合わせもありました。問い合わせがあった方々でたまたまタイミングで、何か家のほう、構おうかなと思ってた方たちで今回踏み切った方が9件みえます。まだやれてない方もみえると思うんですけれども、来年のほうも新年度予算のほうで予算を計上させていただいて、いつでも申請に来ていただけるような形でPRをしていきたいと思っています。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第30号、豊明市一般会計補正予算書（第8号）について、賛成の立場、所管する部分に対して賛成の立場で討論いたします。

私からお願いなのは、先ほどあったブロック塀の撤去費用に関しては随分反応があるのかなと思って期待はしたんですが、なかなか実施に至ると組み立てるより残土処理代のほうが高つく場合があって、なかなか実際にやりたいけど予算がかかり過ぎて、100万単位で要る場合もあるなんていうふうに聞きますんで、ちょっとそれで辞退されてるのかなと思いますので、来年度以降実施してみて、補助率の関係がいいのかどうかとか、周知の方法とか、さらにちょっと検討していただいて利用できる方がふえるように、利用できる方が1人でも多くなれば安全の場所がふえるということですので、ちょっとそれは力を入れてほしいなというふうに思います。

あと、PCBの関係なんですけど、これもやらなきゃいけないことなんですけど、まだまだ現状に、照明の中にまだまじってるのがあるというふうにも聞いてますので、古い庁舎のもの、ほかの部分も含めてなんですけど、ぱらぱらぱら出てくるんじゃなくて、一斉にちゃんと点検して、古いものは一緒に確認して処分するという形をしっかりとってください。あとほかのものについては最終日の討論で言います。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 賛否って言いましたっけ。

（賛成ですの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成ですね。

ほかに討論ございますか。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第30号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第30号のうち、本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長(馬場秀樹君) このたびは、議案第21号の撤回につきましては、委員の皆様大変御迷惑をおかけいたしました。改めてお詫びを申し上げます。

それでは、議案第40号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

この案を提出するのは、常勤の一般職員の給与改定に伴い、非常勤一般職員の報酬を改正する必要があるからです。

それでは、主な内容の説明をいたしますので、1ページおめくりをいただきたいと思っております。

非常勤一般職員の報酬月額を定めました別表第1及び報酬時間額を定めました別表第2を改正するものです。改正額につきましては、常勤の一般職員の給与改定に合わせ、0.2%の増額とさせていただいております。

また、別表1の下から4番目以降、養護教員補助員、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルアドバイザーを新たに追加をさせていただいております。養護教員補助員とスクールソーシャルワーカーについては、今年度まで時間給だったものを月額の報酬にするものであります。また、スクールソーシャルアドバイザーは教育相談員を参考に算定をしたものであります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(富永秀一議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 1つだけ確認ですが、0.2%一律に上がってるということで計算させていただいたんですが、これ、四捨五入になってるんですが、この場合は四捨五入ということの間違いないんでしょうか。ほかのものも四捨五入ということで、これ、取り決めはされてるんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 四捨五入をさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 こういうものについては基本的に四捨五入で計算するというので統一されているということで間違いないですね。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁を求めます。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 四捨五入で間違いありません。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑は。ないですね。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第40号、豊明市非常勤一般職の職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

養護教員補助員、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルアドバイザーにつきましては、児童、生徒のいじめ、虐待だけでなく、今回私も一般質問しましたが、ヤングケアラーなど、多岐に及ぶその業務をする方であります。業務につかれる方々に対して私も非常に期待しています。報酬以上の業務をしていただきたいということを思っております。また、スムーズに人材が確保できなければせっかく変えても意味がないので、人員確保がちゃんとできるように期待しておりますので、そのように進めてください。

以上で賛成の討論を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに討論はございますか。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第40号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第40号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時59分閉会